

- ・この仕様書は企画提案作成用であり、事業の実施に係る要求水準を示すものである。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正の上、契約を締結する。

キャッチコピー「Just North of Tokyo」及び「ロゴ」を活用した
「東京から近い埼玉県」の定着促進事業業務委託 仕様書

1 目的

本事業は、インバウンド向けキャッチコピー「Just North of Tokyo」及びロゴ（※）を活用し、キックオフミーティングや特設サイト等とも効果的に連携し、リアル・WEB双方から浸透を促す取組を実施することで、「東京から近い埼玉県」というイメージの定着を図るものである。

※ インバウンド向けキャッチコピー「Just North of Tokyo」及びロゴ



2 業務名

キャッチコピー「Just North of Tokyo」及び「ロゴ」を活用した「東京から近い埼玉県」の定着促進事業

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

4 業務内容

以下の業務を実施することとする。なお、事業を実施するにあたり、必要な経費はすべて委託料に含めることとする。

(1) キャッチコピーやロゴを活用したプロモーション

キャッチコピー及びロゴを効果的に活用し、「埼玉は東京から近いから行ってみよう」という機運を醸成し、誘客につなげる。提案書には下記項目について明示すること。

提案事項	ア プロモーションの実施内容	プロモーション手法、ターゲット層、言語対応、実施時期・回数、プロモーションに活用するノベルティなど、実施内容がわかるよう具体的に記載すること。また、提案のプロモーションが効果的と考える理由についても記載すること。
------	----------------	--

イ プロモーション実施による目標値	アウトプット（ノベルティ配布数、記事等へのリーチ数）及びアウトカム（県内観光地への誘客数、口コミ数）について、 <u>具体的な数値</u> を明示すること。
ウ 継続的に誘客に繋げるスキーム	上記ア、イの結果、継続的な誘客につながるスキームについて提案すること。

<実施例>

- ・キャッチコピーやロゴを活用したグッズを複数作成し、観光客が集まる場所で埼玉県誘客キャンペーンを実施し、実際に本県に訪れた方に上記グッズを進呈
- ・都内ホテル等宿泊者にWEBアンケートを実施し、多言語SNS等に口コミを投稿してくれた方に上記グッズを進呈。

（２）キックオフミーティングを活用した「東京から近い埼玉県」の定着

都内のホテルコンシェルジュやランドオペレーター、観光案内所のスタッフ等、旅ナカ等での旅行決定に寄与する方々に対し、令和5年9月19日（火）に都内で開催するキックオフミーティングにおいて、キャッチコピーやロゴも活用し、「東京から近い埼玉県」をPRし、顧客等に「本県を紹介してみよう」というマインドを醸成する。

<キックオフミーティング概要>

趣旨	本県では、本年をコロナ後のインバウンド元年と位置付け、「東京から近い」というポテンシャルを最大限活かした取組を実施する予定である。その皮切りとして当ミーティングを開催し、本県の魅力を存分に伝えるとともに、都内で外国人観光客等に対して本県を紹介して下さる方々と、インバウンド向け商品やサービスを手掛けている県内事業者をマッチングし、連携を促進することなどを通じて、今後の本県の誘客につなげるものである。
日時	令和5年9月19日（火）午後（1時間～2時間程度を予定）
場所	都道府県会館 101会議室（東京都千代田区平河町2-6-3）
参加者	（A）都内のホテルコンシェルジュ、ランドオペレーター、観光案内所スタッフ等都内から本県への誘客に寄与いただける方々 （B）インバウンド向けサービスや商品を手掛けている事業者、県内DMO、観光協会等
内容 （予定）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 知事プレゼン（15分） ➤ 埼玉の魅力が多様な目線から紹介（外国人目線・地域目線など）（20分） ➤ 当ミーティング参加者が、今後「埼玉を顧客に紹介しよう」と思っていたくための取組（20分～30分程度） ※下記提案事項イの部分でご提案いただいたものを実施 ➤ 本県の取組紹介（埼玉観光サポートデスク、特設サイト等）（10分） ➤ 名刺交換会

提案事項	<p><u>ア キックオフミーティングへの関係者の集客（上記参加者欄（A））</u></p> <p>都内において本県への誘客に寄与いただける関係者（都内のホテルコンシェルジュ、ランドオペレーター、観光案内所のスタッフなど）を30名以上集客することとする。提案書には、集客人数（KPI）及びどのような方々に参加いただくことを想定しているのか、具体的な企業名なども含めて記載すること。</p>
	<p><u>イ 都内事業者の機運醸成に向けた取組</u></p> <p>上記参加者欄（A）の方々が、キックオフミーティングに参加し、都内において「埼玉を紹介しよう」と思っていたくための取組をキックオフミーティング内で行うこと。</p> <p>必要な物やサービス、準備や当日の対応等に要する人員など、取組に関する費用はすべて受託者が負担することとする。</p> <p>（都道府県会館の会場費、会場設営、司会、マイク、プロジェクター、スクリーン等、通常の会議に必要な経費は本県が負担する。）</p> <p>なお、提案書には、取組内容について、所要時間なども含め、具体的に記載すること。</p> <p>また、提案の取組が効果的と考える理由についても記載すること。</p>
	<p><u>ウ ミーティング取組内容の提案及びアンケート等の実施及び分析</u></p> <p>上記アで集客した方々へのアンケートやヒアリング等を通じて、成果や課題を分析すること。</p> <p>提案書には、上記アで集客した方々からのフィードバックの方法・検証方法等を具体的に記載すること。</p>

（3）効果検証

（1）（2）の取組実施後の状況について、「東京から近い埼玉県」の定着に関する効果や課題等を検証し、次年度以降の県の取組に関する提言を行う。

（4）定例報告会の開催

2ヵ月に1回を目安に、事業の進捗状況を報告する定例報告会を実施すること。

（5）県と受託者の協議

業務内容において疑義が生じた場合などに、県と受託者とが協議を行った場合、受託者が議事録作成を行い、県へ提出すること。

（6）成果報告書等の提出

事業完了後、以下を県に提出すること。

ア	提出物	業務完了報告書 提案内容に基づき、県と協議の上、成果物を適宜提出するものとする。
---	-----	---

イ	提出方法	電子メール（データ関連） その他の成果物については、県と調整の上納品
ウ	提出期限	令和6年3月15日（金）

5 成果物等に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権等は原則として全て県に帰属する。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に順守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、ステルスマーケティング対策として必要な表示を行うこと。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。契約期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。
- (6) 本業務終了後に契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は県に返還するものとする。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 県が受託者を決定した後、契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。